

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成24年10月29日(月曜日)	開 議	午前 10 時 40 分
		閉 議	午前 11 時 47 分
出席委員	菱田 福井 井上 馬場 藤本 湊 小島 西口		
出席理事者	高屋まちづくり推進部長、古林まちづくり推進部理事、中西建築住宅課長、木村建築住宅課建築係長		
出席事務局	阿久根、三宅		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

会 議 の 概 要

10:40

菱田委員長あいさつ

今臨時会で再提案されている亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模改修工事について、議案審議としてではなく、工事担当部としてのこれまでの経緯、今後の対応について報告を求めるものである。

1 亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模改修工事について（行政報告）

[理事者入室]

<まちづくり推進部長>

契約変更の議決を得る内容であるにもかかわらず、適切な時期に報告、相談を行っていなかったことに対し、市民にも大変なご迷惑、ご心配をおかけした。お詫び申し上げます。今回の件は、適正な時点で議会への必要な報告に対し不適切な対応があったとして、先日、私をはじめ所管の担当まで市長から嚴重注意処分を受けたところであり、非常にその処分を重く受け止めている。今後二度とこのようなことがないよう、関係部局と更なる連携強化を図っていきたい。現場の進捗を議会に適切に報告、反映するように努めていきたい。本当に申し訳なかった。

<建築住宅課長>

工事担当課長としてまずお詫びを申し上げます。また過日の総務文教常任委員会において、当議案が否決された場合の対応についての質疑があり、内容変更で処理するしかないという答弁をしたが、生徒の安全の確保、快適な教育環境の整備を目指す当初の目的を達成するためには、ぜひとも議決をお願いする立場の者として、言葉足らずで非常に軽率な発言であったと深く反省している。

[説明]

変更の主な対象となった教室棟の柱、梁等の下地の不良箇所については、本年1月中旬頃から天井材、仕上げモルタル材の撤去に着手し、順次発覚したところである。当初、専決の範囲内の増額で対応可能との思いであったが、その後順次工事を進めていく中で、3月上旬には専決範囲を超えると想定される必要箇所が判明された。本来ならばこの時点で議会への報告や相談をするべきであったが、議会へは、その全容を把握したうえで報告すべきであると独自に判断した。

また、仕上げ材撤去箇所等そのままの状態にしておくことは構造上の問題があり、

工事を数カ月間中断させることは、工期への多大な影響があり、当初の工事計画では、今年度の卒業生には3学期だけでも新校舎棟で勉強してもらいたいとの思いで工程を組んだものであり、仕上げ材の撤去、補修等の工事を続けながら変更箇所の把握に努めた。

5月末頃に、補修必要箇所の全容が判明し、補修箇所の集計、積算を行い、7月頃に変更額的全額を把握したことから変更決裁を上げ、決裁の下りた8月20日付で請負業者と変更仮契約を交わし、9月定例会に契約変更議案として提案したものである。

今回の件に関しては、適切な時点で議会への必要な報告に対し不適切な対応であったとして、過日市長から厳重注意の処分を受けたところであり、今後においては、今回のことを肝に銘じて今まで以上に施設所管課、契約所管課と連携強化を図り、必要に応じて現場確認するなど意思疎通を一層図るとともに、議会に対しても適切な時期に報告ができるよう努める所存であり、理解願う。

[質疑]

<井上委員>

法令遵守に関して、国のガイドラインに対する見解を説明願いたい。

<まちづくり推進部長>

本来であれば契約検査課が説明すべきところであるが、総務文教常任委員会に出席しているため、こちらから説明する。追加工事等に伴う追加・変更契約(建設業法第19条第2項、第19条の3)については、基本的に現場で変更が生じた際に一々工事を止めて、変更契約の後に工事を再開することは現実不可能であるということがあり、当初の契約内容に関して、もし現場で追加が生じたときには、工事の打合せ簿により、主任技術者又は現場代理人と工事担当課長とが双方書面を交わし、記名押印のうえで書面对応する事務処理を行っている。

双方が変更対象の可否を確認しないまま現場を進めていくことのないよう、ガイドラインに定められたとおりに書面確認により現場を進めていく対応を前提としている。その部分に関しては法令、ガイドラインに照らしても違反的な行為はないという見解である。

<馬場委員>

工事を中断できないことは理解するが、議会の議決が必要となる1500万円を超えると判断された時に、なぜ工事を止めてでも臨時会を開き議決を得る思いに至らなかったのか。

業者と行政の打ち合わせのしくみは。

現場に行けないといった執行体制など、職員の配置に問題はなかったのか。

<建築住宅課長>

今回の変更対象箇所は4階建ての校舎棟の柱、梁等に不具合があるものであり、実際に1,500万円を超えるであろうという範囲がわかったのは、1階の撤去等がほぼ完了した段階である。4階まで工事が続く中で、全容を把握できた段階で変更議案を提案する意識をもっていたので、報告できなかった。

いかに工事を進めていくか、不良箇所の確認等について、打合せ簿により請負業者と関係を保ちながら進めてきた。工事管理については、毎週1回の定例会議に全て出席し、重要な工程の確認には業者と連携し、工事の進捗状況を全て確認している。

<まちづくり推進部長>

教育委員会からの依頼を受けた当所管の責任感が強すぎて、教育委員会、契約検査課とうまく連携が取れないまま、変更箇所の内容を把握した報告でないと不十分ではないかという思いが強すぎた。不具合な躯体があるのに、補修をせずに4階まで全て内装を撤去するということは、構造体にも深刻な影響があり、順次補修をしながら内容を把握すべきと考えた。今から考えると、その都度議会にも報告すべきであった。そうであれば、議会の現場の状況確認も得られ、寛容な判断も得られた。今後、落ち度がないように関係部局と連携する中で、現場管理の委託、現場の遂行に対処していきたい。

< 湊委員 >

そもそも、市長、副市長、部長は議会との調整を密にすべきと常々言っているが、それが一切ない。あればこんなことにはならなかった。今後、調整を密にするよう強く要望する。

不良箇所が多数発覚したことについて、調査設計の段階でなぜわからなかったのか、納得できない。建築物の場合は当然当初にわかるはず。調査設計業者にペナルティを課すべき。調査設計を適当にして追加工事を請求するように捉えられかねない。

< 建築住宅課長 >

不良箇所の発見には、既存の柱等に巻かれているモルタル等を剥がす作業、天井材等を全て撤去する作業等が必要であり、事前に行っておけば今回のようなことにはならなかったが、学校運営の関係で困難であり、設計の段階では発見するに至らなかった。

< 湊委員 >

学校は土日休みである。また天井裏に入ることは可能なはず。全く理解できない。

< 建築住宅課長 >

天井裏に柱は一部でているが、不良箇所の把握には、天井から床まで柱のすべてのモルタル等を撤去する必要がある。

< 湊委員 >

調査であるので、モルタル等の撤去は必要なものではないのか。

< まちづくり推進部長 >

事前に耐震診断は行っている。その段階で明らかに耐震補強の必要性はわかっていた。他の学校と異なる点は、亀岡中学校は構造的に柱、壁、梁が均等に入っておらず、変則的な配置であり、ブレース構造での対応がしにくく、炭素繊維を巻く対応となるのが前提となる。天井、壁は仕上げ材があり目視ではわからない。土日に剥がして確認し、土日に復元する作業を延々と繰り返していかないと1階から4階までの不良箇所を発見できない。よって、設計の段階では標準的な補修対応の設計でしか計上できなかった。仮設校舎に移ってもらい、全て剥がすことができればよいが、現実的にかなりの費用負担となる。

一定の想定の中で設計、契約し、現場の施工段階で不良箇所が顕著になったことが今回の対応であり、すべて設計の段階で把握することは非常に困難であったと理解している。

< 西口委員 >

今回のような非常に多くの不良箇所の発覚は一般的に異常である。ことの重大さを認識しているのかとの思いを持っている。

施工管理する側として、建築住宅課長の資格免許は。

不良箇所について、契約検査課へはいつ報告し、どのような協議をしたのか。

総務文教常任委員会での建築住宅課長の発言について、何の予算を削る予定であったのか。

9月定例会で取り下げ、工期内で対処されると見込んでいたが、1カ月もたたない間に臨時会を開き再提案された。このような理不尽な臨時会はあり得ない。ことの重大さを確認したい。

< 建築住宅課長 >

1級建築士、1級建築施工管理技士及び1級土木施工管理技士である。

3月上旬に専決範囲をオーバーすると判断したため、3月19日に契約検査課と協議を行った。その結果、全容を把握した段階で、直近の定例会に提案することとなった。補修の内容についても報告した。

当初の契約金額で何らかのものを省いて事務処理をする以外に方法はないとの趣旨での発言であり、具体的なものを想定したことではない。

< まちづくり推進部長 >

9月定例会に提案した時点では、約6割の執行率であり、8月に仮契約を締結したことからも、臨時会を開会するまでもなく直近の9月定例会に提案したのであるが、議会に混乱を招いたことから、今後の対応として、委員長から説明の要請もある中で、きちっと説明、お詫びしたうえで、今回の臨時会で再提案するのが本来であり、1日も早く変更契約を締結したいという趣旨であり、理解願う。

< 西口委員 >

契約検査課に不良箇所の報告は3月19日に行ったのか。

< まちづくり推進部長 >

3月19日に協議した内容は、1,500万円を超えるかもしれないということ。その時点では4,700万円もの変更箇所が生じるとの想定はなかった。どういう事務処理が適当であるかを協議した結果、誤った判断であったが、全容を解明し、金額が確定した段階で議会に報告、変更契約を提案することが本来の事務的な整理であると結論した。議会对応としてはきちっと物事がわかった段階でない、可能性のある話で議会を混乱させることは不適切であると判断した。

< 西口委員 >

契約検査課は補修箇所の検査をしたのか。

< まちづくり推進部長 >

契約の変更は、議会の議決を得ないと変更契約できないので、完成検査の際に、どれだけの箇所をどう補修したかについて、資料、写真等により現場で検査を受けることとなる。

< 西口委員 >

最終、完成のときにしか検査をしない体制は慣例であると感じる。それで果たして耐震化できているのか、心配されるところである。一番の問題は、教育を受ける子どもたちのことを考えていないと感じられることである。具体的に今後の対応について報告されたい。今の段階では賛成できない。

< まちづくり推進部長 >

総務文教常任委員会での発言は、実務の担当課長としては、もし否決されてしまうとなったら、現契約の範囲で、例えば外溝など耐震・大規模改修に影響のないところでやりくりするしか方法が残っていないという思いであった。本来はそのような発言をすべきではなく、現場の状況、必要性を素直に報告すべきであった。先ほど謝罪したとおりである。

今後の対応については、必要あれば、関係課とともに現場の状況を確認し、しかる

べき常任委員会に報告し、不手際がないよう徹底していくことを関係部長と確認している。今回の事案を重く受けとめており、契約変更に係る執行側の対応、議会との対応について、早急に検討し、市独自のマニュアル作成も含め、市挙げて徹底していきたい。

<西口委員>

事の重大さを認識したのか、各理事者の所見を再度確認したい。

<まちづくり推進部長>

今後このようなことがないように、重く受け止め、反省し、今後の糧にしていきたい。申し訳なかった。

<建築住宅課長>

色々な不手際があった。真摯に反省する。今後、大規模工事を多数控えており、生徒の安全等を最重点におき、現場管理にあたっていきたい。申し訳なかった。

<まちづくり推進部理事>

今後ともチェック機能を十分強化し、それぞれが共通認識をもち、再発防止に努めていきたい。

<藤本委員>

専決範囲を超えると判断された時点で、ピシッとチェックできていなかったミスには疑問が残る。また、議会への報告についても完成してからでもよいという意識があったのではないか。報告をしておくべきことを怠り段取りがまずい。今後、そのようなことがないように、ピシッと報告されたい。

<福井副委員長>

今回の議案の提出に関して、企画、財政、教育委員会など全庁的に色々な部署にわたっての動きが伴う内容であるが、議案提出の過程の中で誰も指摘しなかったことは非常に残念である。今後、歯止めをする役割、体制を構築されたい。何について厳重注意を受け、どのように受け止めているのか。

<まちづくり推進部長>

全庁的な対応として、議会对応は物事の全容を確実に解明してからでないといけないという意識が働きすぎた点が、一番の問題であった。再発防止に向けて関係部局と協議したうえで、手続きのマニュアルについて、早急に取り組むこととしている。

議会への報告についてなぜ気が付かなかったのか、そのことを高く戒めるように処分を受けたものである。

<西口委員>

今年度の当初予算について、削ることを許容する予算は承認していない。そのことを認識されたい。

<菱田委員長>

本日、審議事項ではないが、議案の経過、今後の対応を確認した。まちづくり推進部は大きな予算を抱え本市の発展に尽力されており、議会に対する報告、連絡調整をしっかりとされたい。議会としても、まちづくりの推進のために、車の両輪の片側としてしっかりとチェック機能を果たしている。その認識に立って二度とこのようなことがないように、配慮願いたい。

[理事者退室]

～ 11 : 42

2 その他

- ・次回の委員会開催について

日時：平成24年11月5日(月) 14:00～

場所：亀岡商工会議所2階会議室

内容：亀岡商工会議所との意見交換

[事務局説明]

<菱田委員長>

商工会議所から意見交換の資料の添付もあることから、各委員確認しておくように。当日は10分前にガレリアかめおかロビーに集合とする。

<湊委員>

意見交換の各項目について提示されているので、事務局で関連資料を準備願いたい。
<了>

<菱田委員長>

現在、私と小島委員は京都農業共済組合理事であるが、先般総代会があり、京都府下4農業共済組合が来年4月1日付で合併し、1農業共済組合になることが決定された。そのような状況であるので報告しておく。

<馬場委員>

過日、TPPに関して勉強会をしたので、後日各委員に資料を配付する。

11:47散会